

# ローマの戦争と法について

—— 1915年ベルリン大学エミール・ゼッケル講演録 ——

小川 知幸 (翻訳・解題)

## 1. 解題

本稿は、今からおよそ100年前の1915年1月27日に、ベルリン王立フリードリヒ＝ヴィルヘルム大学（現フンボルト大学ベルリン、以下ベルリン大学とする）の大講堂において開催された、ローマ法学者・法制史家エミール・ゼッケル（Emil Seckel, 1864-1924）によるドイツ皇帝ヴィルヘルム二世生誕記念講演「ローマの戦争と法について（Über Krieg und Recht in Rom）」の全訳である<sup>1</sup>。ゼッケルは1895年に教授資格論文をベルリン大学に提出し受理された後、1898年より員外教授、1901年からは正教授をつとめ、1914年頃からはベネディクトゥス・レウィタ（Benedictus Levita）の勅令集編纂事業において中心的な役割をはたすなど、大学での法学研究を牽引する立場となっていた。その後、1920年から翌年にかけては学長をつとめた<sup>2</sup>。ゼッケルの遺文庫が1926年に東北大学附属図書館に受け入れられ、特殊文庫として収蔵されていることはよく知られている。

1914年6月28日、オーストリア皇太子フランツ・フェルディナントがボスニアの州都サラエヴォでセルビアの民族主義団体の青年により暗殺された。オーストリアはセルビア政府に対し強硬姿勢を見せるが、セルビアの後ろ盾であるロシアの軍事的介入が予見されることから、オーストリアの同盟国であるドイツの意向を確認し、これに対して皇帝ヴィルヘルム二世が「白紙小切手」（ブランコ・シェック）と称される支援保証を与えたことでオーストリアは同年7月28日、開戦に踏み切ることになった<sup>3</sup>。現在の研究では、ビスマルクの締結したドイツ・オーストリアの二国同盟、独逸伊の

三国同盟、また1894年の露仏同盟、1907年の英露条約のようなヨーロッパ列強国間の「平和状態を堅固化する」ための同盟関係への忠誠心が、必然的に各国を世界戦争へと引きずり込んだとはもはや考えられていない。それどころか、民族自決、予防戦争を唱えながらも、ドイツにはやはり覇権的欲望があったのではないかとさえ推測されているほどである<sup>4</sup>。

ともあれ、ベルリンのような大都市では同年7月末からおもに市民層のあいだに高揚したナショナリズムの雰囲気広まり、新聞等のメディアの論調もこれに同調した。とくに教養市民層の政治家や知識人には、ドイツ国民の党派を超えた「団結」をドイツ国家の理想的状態とみて、「1914年の理念」として称揚する動きもあったという。こうした動向に支えられて、ドイツは8月1日にロシアに対して、8月3日にはフランスに対して宣戦布告した。1906年にすでに確定していたシュリーフェン・プラン（作戦計画）にしたがって速やかに軍事行動を開始し、8月26日にタンネンベルクの戦いでロシア領に進撃、また、ベルギーを突破して北フランスに侵攻しようとした9月6日のマルヌの会戦では、フランス軍の強固な抵抗に遭遇し、弾薬と兵士の極度の消耗から撤退を余儀なくされた。これによりシュリーフェン・プランは挫折し、短期決戦から長期戦が展望されることになった。戦時統制経済の構築が唱えられ、1915年1月からはベルリンにおいて食糧の配給が始まり、兵士徴用のせいで民需関係の企業では労働力不足が目立った。当時の人びとにどれほど知られていたか

- 
- 1 Über Krieg und Recht in Rom, Rede zur Feier des Geburtstages Seiner Majestät des Kaisers und Königs gehalten in der Aula der Königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin am 27. Januar 1915 von Emil Seckel, Berlin, 1915. (ゼッケル文庫蔵書) ちなみに、同書は2010年と2015年にも再刊されており、現在も入手可能である。
  - 2 ゼッケルの略歴にかんしては、拙稿「ゼッケルとその蔵書——ゼッケル文庫目録作成にあたって」『東北大学附属図書館研究年報』31・32, 1999年
  - 3 第一次大戦開戦の経緯については、木村靖二「第二章 第一次世界大戦下のドイツ」『世界歴史大系 ドイツ史3』（山川出版社, 1997年）所収等を参照。また、一般向けとしては同じく木村靖二『第一次世界大戦』（ちくま新書, 2014年）の記述と巻末の文献案内が大いに参考になる。ドイツの戦争目的とその拡大については、ドイツの高校歴史教科書もおおよそ同様の見解をとっているようにおもわれる。『ドイツの歴史 現代史 ドイツ高校歴史教科書』（明石書店, 2006年）
  - 4 中井晶夫「第一次世界大戦の問題点」『第一次世界大戦とその影響』（錦正社, 2015年）、19 - 36頁所収。

はわからないが、開戦から年末までのわずか5か月間で、フランス軍では85万人、ドイツ軍では西部戦線だけで68万人、イギリス軍では義勇兵8万5000人の人命が失われていた<sup>5</sup>。以上のような世相のなかでこの講演がおこなわれたことに注意されたい。

ゼッケルは現在の戦争状態を俯瞰する前置きのなかで、この戦争をドイツの文化を守るための正しい戦争であり国民戦争だと述べるが、皇帝の称揚と併せて、ある程度は形式や同調を含んでいるようにおもわれる。古代ローマでは、諸国家は相互に完全な孤立状態であり、法自体によって与えられたその関係は「敵対関係」ではなく「平和」であったという。各都市の独自の法世界を互いに尊重することから、一種の国際法としての「戦争と平和の法」を形成していたこと、他国への不公平な、正当化されない侵害に対してのみ正当な報復行動として戦争が開始されたこと、その終結のための条約締結の強制＝同盟関係が独自の法世界としての国家の孤立状態を侵食し、ローマの世界国家＝帝国を現出させたこと、そして、ローマの法にもとづいた、宣戦布告から戦争の終結、条約・協定の締結、軍隊の

構成等まで、専門家としての立場から詳細に解説している。

ゼッケルのローマ法に対するインテルポラーティオ（後年の改竄を見つけて訂正すること）は、ドイツ民法が発効するまでは単なる歴史研究ではなく、ローマ法の影響を色濃く残すヨーロッパの文明社会を改善するための重要な手段と目されていた。本稿は、ゼッケルによる当時の研究水準を紹介するとともに、第一次大戦の開戦から100年目に当たる今日に、二度の世界大戦と敗戦を経験することになるドイツ人、ローマ法史家そして大学人としてのゼッケルが、国家間の戦争をどのように考察していたのかを知るためのひとつの手段とすることを目的としている。

また、遺文庫であるゼッケル文庫の今後の適切な管理のためにも、その思想の一端を垣間見ることができればと考えている。なぜなら個別の専門研究以外にまとまった著作を残さなかったゼッケルにとって、このような講演録がその信条をうかがい知ることのできるほとんど唯一の記録だからである。

なお、文中の[ ]は訳者の挿入を示す。

## 2. 「ローマの戦争と法について」翻訳

素晴らしい集まりと尊敬する同僚たち、親愛なる学友たちよ！

25年間ずっと、われらの皇帝にして国王陛下の誕生日は平和のうちに祝うよう定められてきましたが、今は戦いの神（マルス）が時を支配しています。この境遇のなかで、ヴィルヘルム皇帝[二世(1859～1941年)、ドイツ皇帝・プロイセン国王(位1888～1918年)]は平和公としてしばしば称賛され、これまでも、最後の可能性にいたるまで平和を守ってきました。7月にヨーロッパの危機が先鋭化したとき、陛下は戦争回避のために尽力しました。開戦は苦渋の決断だったのです。

これまでの大学の講演者の考察においても、来たるべき戦争についての憂慮は長いあいだ、かすかな調子であれ、ほとんど感じ取られることはありませんでした。ともあれ15年間は、この講堂においてドイツ帝国の確かな平和状態について語る事ができたのです。

1年前にわれわれは、われらの皇帝にして国王に、平和の守護者としてなお敬意を払っていたのであり、われわれに平和という祝福を授けようという君主の意思を固く信じていました。苦勞して獲得した国家の領土を手放すことなく、いかなる犠牲もいとわぬと進んで受け入れるということが起きうる以上、それは陛下の平和への意思に、必要な力をあたえたのです。強力な平和は皇帝統治をさらに長い年月にわたって祝福するだろうと心の底から期待し、このように守られた祖国の運命に大きな確信を抱いていました。

昨今の列強のグループ化のなかで、われらの帝国の危険に満ちた状況は、この境遇において決して見誤ったり、黙して語らなかつたりするようなものではありません。皇帝統治25周年記念のこの厳粛な祝祭において、開戦前のわずか1年余り、講演者の詳細な現状分析は、感謝の心から、われらの祖先の創造物の完成のために必要な平和をわれわれに快くあたえ給うた運命

5 犠牲者の数については、R.G.グラント編『世界の戦い 歴史百科』（柘風舎、2013年）、とくに704－719頁参照。

の摂理を称賛するだけでなく、ヨーロッパの諸国家体系が今まさに、これまで慣れ親しんだ尺度とはまったく別の尺度、また列強のグループ化によって、世界国家体系なるものに変化しようとしていることを、そして、この世界状況の変化がわれわれにとっていかなる危険を孕んでいるかを描き出してきました。われらの帝国は、あらゆる側面から大陸のきわめて強力な軍事列強に取り囲まれ、これにより両側面に立たれ、その上また、新しいバルカン半島から脅かされており、弱体化したオーストリアは、世界の他のどの国家よりも大きな軍事的・政治的圧力に耐えています。われわれの帝国の拡大努力は海外へと伸びて行くように見えます。第二の地位に甘んずるのでなければ、そこではいたるところで、危険な競争相手が登場する前に、世界の4分の1を支配化にしているイギリスとの敵対関係にぶつかります。平和を維持する場合、政治的に教育された講演者の預言はあまり希望に満ちたものではありません。すなわち、現状を維持し、懸命の努力でもって「日の当たる場所」[植民地拡大政策をめぐるドイツの政治家ベルンハルト・フォン・ビューロー (Bernhard von Bülow) による言葉を指す]を確保し、われらの君主の最初の25年の統治のあいだにもたらされたような大成功を期待しないこと、これです。印象的な演説のなかの醒めた言葉は、世論に適切な表現を、つまりは新鮮な冷たい空気を深呼吸するときのような安心感をあたえました。8月に宣戦布告が、追求したのではなく偶然に見つかったコルセットの締め付けをはずし、新しい可能性の見通しをもたらしたときのことです。

いまだに、われわれの大学のここ数年のイメージは感動的なものです。百年祭のとき、戦争勃発の1年半前に、1813年のドイツ国民の高揚にかんする記念のために思慮深い祝辞が聞こえてきました。そのモットーがわれわれに遅ればせながら次の言葉を思いおこさせようとしたときです。すなわち、「われわれは、自分がどんな犠牲も払うことに備えねばならない。われわれがそうであるもの、自由で力強いドイツ人であり続けたい。フリードリヒ大王の国家に相応しいもの、さらに、われわれにとって相応しいものに。すなわち、つねに監視哨に立て！ (Toujours en vedette!)」。われわれの大学の学生は誓いました。大学の若者がわれらの祖国の自由の聖域を前に、つねに誠実にその監視に立ちたいと。そしてまた百年前のように、「自分の国民に」いつか招かれるようになることを。学生たちは最初の

者としてその呼び声にしたがい、歌が響きはじめます。「祖国の大事に誠実なる者はその抜き身を手にせん、若者よ、外へ出よ！」[19世紀のドイツの学生歌]——皇帝陛下は、みずからの腹立ちから、弾かれるように、男らしさと決意のイメージ、すなわち教壇の上に立ち、きわめて厳粛な、真の信仰心に支えられた炯眼と衝撃的な勢いをもって、明白な言葉で、来たるべき時代について次のように指摘したのです。プロイセンの民族は百年前の祖国高揚の偉大なる時代に、信仰にもとづき道徳にかなった人生観を、1806年の負荷試験における崩壊[ナポレオン率いるフランス軍によるプロイセンの制圧]の後に再発見した。そして今日のように、間近な一族において父祖の信仰にいたることができたのだと。1806年の崩壊は、神明裁判であり、世界史の転回であり、国民の再生であり、抑圧され分割された民族の蜂起であった。また、これは神の行為であり、神が過去も現在もわれらとともにあるという明らかな証拠であった。過去の具体的な事実から、ドイツの若者は、炎のなかで証される信仰という盾を鍛え、ドイツとプロイセンの武装において決して不足することはなかった。そのような武器をもって、われわれは右も左も気かけず、まっすぐな道を進もうとしている。そして、「われらドイツ人は神を畏れるが、この世で他に畏れるものは何もない」[1888年帝国議会でのビスマルクの言葉]という、強力な初代宰相の言葉を繰り返すことができるのだと。

陛下はこのようにわれわれに語りました。1913年2月13日のことです。今やまっすぐな道が、戦闘の混乱と苦境と死のなかでわれらに純粋な道徳意識を招き入れた以上、われわれは真に敵を恐れませんでした。そして神へといたる道を見出し、軍服と平服のわれら民族は、ときには民族戦争のようにして、宗教とキリスト教信仰は自国民のものに変わることを見出したのです。キリストは、塹壕のなかの兵士と手紙の書き手の前に救世主として立ちます。主は軍事司令官として軍隊の先頭に立ち、戦いと勝利と死へと進むのです。われわれは古いルターの讚美歌において主を讃えます。主は同時に敵の味方としては現れません。「神はわがやぐら」なのです。

われわれが遂行しているのは正しい戦争です。これは事業ではなく、国民の存在と、祖先より継承し、子々孫々によって忠実に守られ良心的に増やされるドイツ文化のためのものです。このドイツ文化については百年前

の大いなる時代に偉大な演説者が語っており、将来もこの新講堂に掲げられた肖像画のなかでわれらに対してくり返し言うことでしょう。ドイツ文化が没すれば、全人類は未来に回復の希望もなく没すると。われらの戦争の不可避の必然性については、全国民がその核心を見抜いています。この戦争は1813年と1870年の戦争と同じく国民戦争 (Volkskrieg) なのです [ライブツィヒの戦いと普仏戦争を指す]。この新しい戦争の目標には、あまりはつきりした形がなく、これまでの国民戦争のそれよりも単純な定義へと帰するのは容易ではありません。ただし、目標そのものについては意見が一致しています。すなわち、敵の破壊計画・縮小計画からの防衛、戦後に残る、他の世界勢力との同権を図り、持続的平和を確保することです。平和が持続的に保たれ、世界諸国家の新たな均衡が保証される手段については意見がわかれています。概してこれらの意見が思いついて世間に問われ、平和の確保の方法について提案するのは時期尚早だという当然の感情が主流を占めていない限りで言えば、可能性はまだたくさんあります。ひとつの平和計画を検討せず、すべての問題の束

を、別の偶発事のためのそれぞれの計画を、適時にもっともよく検討された計画をもって世間に登場する者は、政治家として国民の感謝を受けるに値します。平和の締結は戦争の遂行と同じくらい難しいものなのです。

世界史のなかで平和が続くことは稀でしたが、古代ローマは皇帝の世界支配のもとで長期にわたる平和を享受しました。ローマのモデルを抜本的な修正なしに今日の国家世界に当てはめることはできません。今日の国家世界は、世界支配というものから遠く離れているからです。しかし、小さな国家の生殖細胞から発展したローマは、一気に世界的強国になったわけではありません。要は、その歴史の中間的な時期から、また、その法の歴史の中間的な時期からも、いかにして長期的な平和の確保を試みることができるかという事例を学ぶことができるのです。今日の国民的祝祭に講演する名誉を与えられたローマ法の教師 [である私] を、耕すことをつねとする民法という平和な領域から遠ざけて、ローマにおける戦争と法についての考察へと近づけたいとおもいます。

## [ローマにおける戦争と法]

### [古代における国際法]

ローマの「戦争と平和の法 (Jus belli et pacis)」は、近代の戦時法と同じく、国際法を構成する一部でした。ローマの国際法は全世界、すなわち適用範囲が広範囲にわたっていましたが、むろん、それと引き換えに内容は貧困と言わざるをえませんでした。その条文は、およそすべてのゲンス (gentes) の孤立状態と条約締結の自由、そして外交使節権を承認するということに限定されていました。今日の国際法の貴族独占的な傾向は、古代には知られていません。これに十分に関与できるのは、利益共同体および恒常的な往来をつうじて、同権を基礎として結合していた文化的国民 (Kulturnationen) だけです。ただし、その [国際法という] 会堂には、半文明化された国家がそれらに認められた条約締結権の範囲のなかでだけ立ち入りを許されており、文明化されていない人びとはそもそも立ち入ることができません。近代の国際法にしたがえば、トラヤヌスと元老院は、蛮族の王デケバルスと紀元102年に締結した [和平] 条約を結ぶことはできなかつたでしょう。

条約によるかわりに、ローマとダキアは、いわゆる人間性の原則によつてのみ結ばれていたでしょう。

古代ローマの見解では、国家は相互に完全な孤立状態にありました。それぞれの国家は独自の法世界を形成し、国内と外国の人びとは、互いに友人でも敵でもなかったのです。

ローマの国際法の最高原則は、他国の存在とその良き法を、生存のために承認することでした。この原則から、他国を尊重し、それへの理由のない攻撃を自制するという、各国のネガティブな義務が出てきます。他国への公平でない、正当化されない攻撃は、国際法上の法律違反とみなされます。古代世界の所与の原状は「自然の敵対関係」で、すべての国ぐにの「持続的戦争状態」であり、他国の同胞は容易に敵対者になる、という支配的な意見は、今日、そしてすでにずっと以前から認められていません。このような考えは、非歴史的であり、現実に即していません。古代ローマのいかなる証言もこれを支持せず、また、後から作られた空想は、名目上の「すべてに対するすべてのものの戦

争 (bellum omnium contra omnes)」を実際に描き出すことはできませんでした。古代の国民世界の「法自体により (ipso iure)」与えられた基本的な関係は、「国家間の敵対」ではなく、むしろ平和、すなわち「パクス (pax)」であり、「戦争でも敵対関係でもなく、来客との関係でも友好同盟でもない」状態が (Dig. 49, 15, 5 pr. §2)、国民のあいだにはあったのです。この極端に神経過敏な義務がはたさされている限り、通常の平和状態はいかなる関係悪化も招くことはありませんでした。国際的な法律違反の不履行、つまり純粋にネガティブな行動をつうじて、それぞれの国民は、その法規範によりみずから与えられた国際的な諸義務の要求を満たしていました。国家が国際法上の不法行為を犯したとき、あるいは国際法上の意味での犯罪人の引き渡し拒否により悪者に仕立て上げられるとき、国家は正当な報復行動として戦争を引きおこしました。

理由なく他国に損害を与えることの禁止が、国家とその領域だけでなく、その国の市民と動産を、人と物がその国の土地の上にある限りで、守っていました。よそのテリトリウム [キウィタス周辺の支配地域] への干渉は他国に禁じられているだけでなく、他国の個々の市民にも禁じられていました。窃盗、すなわち物への悪事、誘拐、すなわち、よそのテリトリウムでの他国市民への悪事は、国際法上の不法行為であり、その犯罪者の属している国家はこれに対して責任を負うことになっていました。責任を負う国家は、有罪の国民同胞を他国に引き渡すことで、その罪の償いの義務から解放されました。ちょうど国内では、家父長が、家族構成員の悪事のために、その有罪の家屋同胞を引き渡すことができたのと同じように、です。

これに対して自国の領域外では、人と財産は法の保護を受けていませんでした。他国の領域に立ち入る者は、これを自己責任でおこないました。かれ自身の国家はかれの後ろ盾とはならず、かれは他国の法秩序に関与していませんでした。それぞれの国は外国人には閉ざされていたのです。ローマおよびイタリア半島においてローマが接触した、太古の時代のいくつかの小国家は、ローマそれ自体と同様に、その法の有効性を自国市民の範囲に限定していました。よそ者は、自身に覚えがあるように、他国の統治への関与からは閉め出されていました。さらに、裁判所の保護を求めることから閉め出され、私法のあらゆる関係からも排除されていました。生命、身体、財産に危害を加えられても、

これは完全に正常な範囲内にありました。かれが他国の市民と債務契約を結んでも、かれはそこからいかなる債権も取得することはできません。よその国の女性と結婚しても、法的な意味での婚姻にはなりません。——この法の自足の原則に、ローマは世界帝国になってもなお固執していました。その世界法 (ius gentium [万民法、諸民族の法]) の恩恵に浴するのは [ローマ帝国の] 非市民の臣民と、協定国の構成員のみであり、これに対して、協定を結んでいない他国の構成員には利益になりませんでした。

自国の領域外では、人とその財産は法の保護外にあることから、傷害と破壊が許容されているだけでなく、占取も許容されていました。客遇契約 (Gastvertrag) により保護されていない、思いきってよその土地に出た大胆なよそ者は、奴隷、すなわち、よその国のテリトリウムにある、よその財産になり、他国の最初の最良の占取者の所有物になります。人や物がふたたび生まれ故郷に戻ってくるとき、それがいかに義務づけられているかは、精緻に発展した「帰国の権利 (ius postliminii)」において規制されています。

こうして説明される平和の、敵対的でない、また友好的でもない孤立という、純粋にネガティブな通常の状態は、太古の時代と同じく、法について歴史的に特徴のあるすべての時期においても存続していました。「ユースティニアヌス法典 (Corpus iuris Justinians)」でもその状態は、古代作家ポンポニウスの有名な一節になっています。かれは一般的な法状態を前提にして一部を記述したとき、おそらく、共和政の法学者 Q. ムキウス [Quintus Mucius Scaevola Pontifex (died 82 B.C.)] を根拠にしていました。言うまでもなく、世界帝国の時代に敢えて部族 (Völkerschaften) になろうとした者は、それに対してローマの帝権は平和な孤立と何もことならない状態にあり、結果として、首都ローマから遠く離れることになりました。ローマの支配が地中海世界をこえて内陸へと拡大したことで、その部族の集団は、帝国の周辺部へとますます撤退していきました。

孤立した諸国家の通常、ポジティブな義務と交流関係から自由な状態は、個別の事例では国際法上の不法行為と国際法上の協定によって除外されます。不法行為と協定は、その発展がようやく中世の小さな局地的状態から継続し、その後、富と文化をもつ中規模ないし大規模な国家の形成にいたった要因です。不法行為は、太古の時代にその土地の慣習であった家畜泥棒

と人さらいの原初の形式を認めています。豊かになった国民の、もつれて微妙になった国際関係上の紛争でも、古代ローマの宣戦布告の定式文 (Formular) は手を加えられておらず、編集もされなかったのです。戦争は、不法行為への復讐と条約締結への強制により、自己完結し相互に隔離された諸国家の世界を一步ずつほぼ完全に瓦解させました。この世界から古代の中規模・大規模国家が、そしてついにローマの世界国家が作り出されたのです。

### [フェティアレスと宣戦布告の儀式]

国際法上の国家あるいは個々の国民同胞の不法行為は、国家に損害賠償の義務を負わせました。賠償の拒否は正当な戦争の理由になります。宣戦布告にいたる外交プロセスと宣戦布告それ自体は、フェティアレス (fetiales) [と呼ばれるローマの外交担当祭司団] の宣戦布告の太古の儀式がその典型でした<sup>6</sup>。これをおこなうためには、まず、宗教法で定められた、他国との交流を仲介するフェティアレス祭司団の高官の要求にもとづいて、祭司団から数名が指名されます。選ばれた者のうちの一人は、高官から、今日のカピトル丘から草の一束 (sagmina) を引き抜く権限をあたえられます。これにより、かれに「ローマ人民のクィリテースの国の使者 (publicus nuntius populi Romani Quiritium)」としてローマの民の代表権が付与されます。この草の束をもつ者は、権限の決まり文句を暗誦しながら、選出されたフェティアレスのもう一人の頭と髪を聖なる草で撫でて、外交団の代弁者 (pater patratus [伝令祭司団長]) にします。この外交団の代弁者は、相手国の都市の広場で、その首長に損害賠償の要求を伝えます (res repetere [補償の要求])。ただちにその賠償が得られないときには33日間の猶予期限があたえられ、実りなく期限が満了すると、開戦の事態が起こることを確認します。かれは訴えられた人民が公正でないこと、そして正当な要求が満たされていないことを証言するために、神々に呼びかけます。かれは自分たちの人民の元老院議員に、この訴追にかんする他の決議を委ねます。元老院が最終的な戦争決議をおこなうと、儀式的な戦争が発表され、象徴的な戦争がはじまります。これは他国の領域において、悪事を犯した相手国人民に対する厳粛な警句とその領域への槍の投擲によっておこなわれま

す。——後の時代になると、イタリアの小国家の状況に沿ったこの「宣戦講和の権利 (ius fetiale)」は、環境の変化にあわせられなければなりません。そもそも交渉する場合は、使者としての役目は、祭司ではない使者に引き継がれました。公式な宣戦布告はフェティアレスのもとに留められました。海外の[遠隔地の]敵国に対して戦争がおこなわれるときは、ローマのペロナ女神神殿の前の土地が敵国に見立てられ、この土地に対して戦争の通告と槍の投擲がなされました。こちらから仕掛ける戦争の実際の布告は、祭司でない使者により、敵対者の最初の最高の地位に対してなされました (ad proximum praesidium)。——したがって古代には常設の使節団というものは、特権を付与された諜報員も含めて知られておらず、一時的な使節団のみでした。伝令の杖により聖別された伝令官は、たいていは元老院議員であった世俗の使節団に、犯すべからざるものとしての印象をあたえました。その外交使節は、当該国家間でポジティブな法的関係になかったとしても、「聖なるもの (sanctus)」でした。戦争の勃発それ自体は不可侵性を帳消しにしてしまうことはなく、それどころか、むしろ外交使節は即座に敵国の首都を離れなければなりません。外交法は完全な主権をもつ国家のみの権利であり、被保護者としての人民の使者は不可侵性の特権を享受していませんでした。外交使節は国賓として、受入国に対して食事と宿泊の便宜を要求しました。かれはどのような敵対行為も控えなければならず、戦闘にかかわれば、国際法を破ることになりました。そして、フェティアレスの法にしたがひ、敵対者に引き渡されなければなりません。

宣戦布告により、これまで平和状態にあった外国とその法益を尊重するネガティブな義務は終わります。戦争中は、いかなる法規も、情け容赦のない戦争遂行のエネルギーを阻むことはありません。土地も人も、敵の剣のもとに落ちるのです。

### [戦争遂行の権利と奴隷]

耕地を荒廃させ、都市をその聖域、邸宅、芸術作品とともに破壊することは、戦争遂行者の正しい権利でした。一般市民を大目に見ることは裁量の問題であって、法の問題ではなかったのです。男も女も子どもも、兵士と同じく殺されるか、戦時捕虜にされて、それとともに奴隷にされるかでした。戦争を遂行する国家は、

6 フェティアレスについては、毛利晶「古代ローマにおける戦争と宗教」『軍事史学』37 (1), 2001年, 6-29頁を参照。

固有の関心から、しばしば、少なくともその権力下に落ちた外国人の生命を寛大に扱うようにしました。勝利者の国庫と自国経済の利益に適った、無意味ではない財産を破壊しないように。これをローマの法学者は、セルヴィ (servi [奴隷]) と呼んでいましたが、それは、交戦国の君主が捕虜を売り、それによって生命を保ち (servare [ある状態を保つ、という意味がある])、殺さずにおくという意味からであり、たしかにあまりよくない語源を含んでいますが、古代の戦争遂行の残虐さがある程度緩和する、よい説明でもあります。法が奴隷化を許容しなかったら、ローマ人によって実際に根絶やしにされたよりもずっと多くの住民がそうになっていたでしょう。しかし、殺害される運命に陥ったのは、敵方の指揮官は除き、奴隷に不向きな者、すなわち高齢者、病弱な者、重傷者だけでした。そもそも戦争の目的は敵の殲滅に向けられていたのです。勝者の国家に奴隷を強制的に結びつけることではありませんでした。

#### [戦争の終結]

戦争の終結の根拠には、二つの構成要件のグループが対峙しています。すなわち一方的な占取または条約締結です。

#### [占取]

敵の国家は戦争により実際に殲滅され、それによって占取に値するものとされます。協同組合的 (ゲノツセンシャフトリヒ) に組織された国家、つまり共和国は、首都が攻略され、全住民が根絶やしにされるか奴隷化されたときに消滅します。歴史時代にも、そのような純粋に事実として共和政の国体の消滅が起こっています (前 211 年のカプア [イタリア南部の古代都市カシリヌム。ローマ軍とハンニバルによる交戦による]、前 146 年の [ギリシアの都市国家] コリント)。一方、支配的 (ヘルシャフトリヒ) に組織された国家、つまり君主国は、敵対する国王が捕虜となるか、持続的に国外に逃亡するか、あるいは殺害されるか自害するかしたときに消滅します。前 168 年の [古代マケドニアの都市] ピュドナの戦いの後、[国王の] ペルセウスが捕虜になったことで、マケドニア王国は消滅しました。クレオパトラのヘビは前 30 年に女王の命を生理学的に終わりにしただけでなく、女王の国家も法学的に終わりにしたのです。

#### [条約の締結——停戦]

敵国が存続するときは、戦争は条約により終結します。戦争終結条約は持続的停戦であったり、無条件降伏 (Deditio) であったり、国家と国家の客置契約であったり、友好条約や同盟条約であったりしました。

停戦はその本質から期限つきでした。その他の条約とはことなり、停戦は永遠の時間では締結されません。しかしローマの国際法が知っていたのは、たとえば和平交渉の処理のための、単に短期間の休戦である近代的な意味での停戦だけではありません。少なくともイタリアの征服前の時代 (正確には前 293 年まで) には、1 年ないし複数の年数 (2, 3, 6, 8, 20, 30, 40, 100 年) で応じる停戦が知られていました。そのような持続的停戦により、戦争は一定期間終結し、平和は、通常の純粋にネガティブな基本的関係の意味において一定期間回復されます。期間満了後は戦争関係が自然と復活します。満了前には、たとえば敵方による停戦破棄のような新たな戦争理由、あるいは人民により決議された新たな宣戦布告のような敵対行為の、法に適った再審が必要になりました。軍司令官は国家のための働きとして、短期間あるいは 1 年間の停戦、すなわち政務官の任期とともに「命令権訴訟 (iudicium imperio continens)」が失効する停戦を、無権限協定の形式で、独力で締結することができました。ローマ皇帝は、外国の君主と [以下のように] 問うて (せいぜいその存命のあいだで) 和平を結んだことで、元首政期にはふたたびこの軍司令官の無権限協定の形式を踏まえていたようです。その問いとは、「未来の平和を約束するか? (pacem futuram spondes?)」というものです。この誓約の形式は停戦においては一度も使用されていないようにおもわれますが、この持続的な停戦には俸給および兵備からなる戦費補償と一部の国家領域の放棄がセットになっていました。

その他すべての条約に共通しているのは、戦争を永久に終わらせること、そしてその効力において、国家間のネガティブな基本関係の回復に限定するのではなく、よその国を条約同胞国 (Vertragsgenosse) とのポジティブな関係にいたらせることでした。

#### [無条件降伏]

無条件降伏の条約は敵方の主権国家の法的な自滅につながりました。完全に敗北した、あるいは戦争を恐れない他国が敗北しても、時機を失しない明け渡しにより、慈悲と不興において、征服による実際の滅亡を

回避することができました。破城槌が敵方の主要な城砦の市壁に触れる前に提案されたときに、無条件降伏の適当な時機でした。無条件降伏は、つねにローマの土地あるいはローマの野営地において宣告されました。その条約は、国際法上の自由裁量でおこなうことのできる取引であり、義務的取引ではありませんが、これまで主張されてきたように、法契約の形式では、おそらく問答形式の契約 (Stipulation) のように締結されたものではありません。無条件降伏の条約締結の場合も、取得者の主導権の原則が当てはまります。最初にローマの命令権の担い手が問いの形式で無条件降伏の決まり文句を述べ、これに敗戦国の雄弁家が回答します。無条件降伏の提案には、受諾 (at ego recipio) が必要でした。受諾は安易に拒否されることはありませんでした。先決条件は武器と司令官の引き渡しでした。無条件降伏のポジティブな法的効果は、滅亡した国家の領域、市民、聖域、公的・私的財産に対する、条約相手の統治権 (Herrenrecht) を正当化できることでした ([ローマ人民の主権] *dicio populi Romani*)。絶対的統治権にもとづいて、勝者はみずから、かつての国家の元市民を殺害するか、あるいは奴隷化することができました。しかし他方で、宗教上の慣習法にもとづいて、無条件降伏を受諾した勝者には、その統治権を全力では行使せず、むしろ、滅亡した国家の市民の生命と個人的自由をそのままにとどめておくという宗教法上の責務が帰せられました。この責務は信仰条項により明文をもって条約の構成要件にかかげられました。無条件降伏国の運命を、たとえばローマの市民権、あるいは半市民権の付与、仮の共同体自治権の付与などによって恵まれたものにするかどうかは勝者の自由裁量に委ねられていました。勝者は、一般的な信仰の応諾をこえて、無条件降伏条約において条約上の義務に縛られることはありません。そのような束縛の要求を、カエサルはかつて堂々たる言葉で拒否しています。すなわち、「それはカエサルであったからだ。かれ自身の言葉でなし遂げたのだ (se Caesarem esse fidemque praestaturum)」と。——いわゆる部分領域の割譲により国家の一部を損なうことは、無条件降伏ではなく、条約にもとづく支配権の放棄であり、それは持続的な停戦か、あるいは講和条約に結びついていました。明け渡された領域を、受領者は、征服した領域と同じく、好きなように処理することができました。

### [客遇契約]

国家間の客遇契約は、来客関係をそのような義務によって基礎づけました。どこに義務があったのかは、一部のみが知られています。少なくとも客遇国の構成員は、他の来客国の領域において自分とその財産に法的保護を享受することは容易でした。条約を結んでいなか、あるいは敵方の人民の支配下にあるローマ人が、ローマと来客関係にある国の領域に行くと、かれは自由とローマ市民権を回復しました。おそらく、来客国は相互の中立義務をもっていたのでしょう。もしかすると、政務官は互いに来客の宿舎ともてなしを受ける権利をもっていたのかもしれませんが。たとえかれらが、よその来客国における外交使節権をもっていなかったとしても。公的な来客条約がどのようにして国家間で締結されたのか、そしてそれはいずれかで戦争状態の終結に実際に引き続いて起きたのかどうかは不明です。——国家間の来客条約は、おそらくその手本が私人間の来客契約にあり、そしてそれは国家と個人のあいだの来客契約に対応するものを獲得しました。私的な客人のあいだの契約は、その起源をおそらく商取引および血鬻からの保護という太古の需要に負っています。孤立したよその国の出身の、悪意をもたないよそ者が国内に立ち入ったとき、たとえば遍歴商人や保護を求めた亡命者ですが、かれは法の犠牲者のごとく殺害されたり奴隷化されたりせぬよう、やり方を工夫するでしょう。かれは国内の市民に近づき、来客のなかに紛れて、その保護を得ようとします。懇願された者が保護する気持ちのあるときは、家の守護神の前で握手して、私的な来客契約の成立にいたります。契約を交わす者は、握手によって、来客関係から出てくる義務の履行に宗教法的に拘束されることになるのです。その義務は来客の宿舎ともてなしにまでおよんでおり、もっとも重要なのは、訴追されたときに補佐人を務めることにまでおよんでいたということです。国内の同胞も、市民の来客をもはや法益を剥奪された者として扱うことはできませんでした。私的契約による来客招待は公的な承認を受けず、私的な来客関係は一方の来客の不誠実の場合に失効しますが、自然とそうなるのではなく、解約通告が必要で、それは重大な理由から許容されるものでした。私的な来客の国どうしの戦争も来客の友好関係を引き裂くことはできませんでした。皆さんは、独特の感情をもってリウィウスの逸話を思い出すでしょう。212年、ハンニバル戦争において、ある

ローマ人が、かれのカンパニアの親しい客に戦線において対峙しました。その純真なローマ人は、昔からの豊かな同胞としての友情のこもった歓待の思い出のために、カンパニア人の協議の要請を受けました。「公の条約が決裂しているにもかかわらず、個人的な絆の思い出にふけていたからです (manente memoria etiam in discidio publicorum foederum privati iuris)」。

しかし、そのローマ人がカンパニアの親しい客から聞くことになったのは、友好関係の解約通告と決闘の申込みでした。——よその国と私人のあいだの来客関係にかんしては、前78年の「アスクレピオスにかんする元老院議員の判決 (Senatus consultum de Asclepiade)」に、ある有名な事例が伝えられています。むろんこの関係は条約によって基礎づけられたものではなく、ローマの国家の一方的な、ある功績のある海軍司令官への、客として保護を受ける権利の付与によるものですが、かれはローマの属州民であり、したがってローマの臣民でした。かれは多くの同胞とともに、公的な客遇関係 (publicum hospitium) を除く、重要な諸特権を授けられていました。たとえば、租税免除、優先裁判籍、そして以前の身分への復帰権です。法の保護を受けない他国人との、ローマ人民の客遇契約は知られておらず、またその存在も推定されません。

#### [友好条約の締結——客遇・同盟]

戦争状態を是正することのできる国家間の条約に話を戻しますと、主権国家間の一連の友好条約 (amicitia) と同盟条約 (foedus amicitiae causa factum) が思いおこされます。

この二つの条約は、条約締結国の永続的な結合につながりました。少なくとも、どちらも共和国であった場合にはそうです。一方の国家が君主政であったときは、この「永続的な」友好関係は、君主の死とともに失効します。君主政では、国家は死にます。あるいはその後継者において息を吹き返すかもしれません。失効した条約関係は更新する必要がある、双方とも更新の義務はないので、すでに早い時期から優位な国家だったローマは、更新のために自分の条件を出したり、条約相手である国王の諸権利を切り下げたりと、意のままにしていました。更新の権限をもっていたのはローマの元老院でした。

この永続的な結合は、軍司令官の条約やフェティアレスの条約によってもたらされました。軍司令官の条約は、戦争において敗者の軍司令官のみが締結したも

のですが、自国の政権の権限により緩和されることがありました。その固有の人民を条約との関係から切り離したり、条約を誓いによって補償した軍司令官を贖罪のために引き渡したり、はては、言うまでもなく高額な違約金によって契約解除を獲得したり、ということです。ローマは契約解除をつねに慣習としていました (たとえば、前137年のマンキヌスのヌマンティア契約がそれです)。

フェティアレスの条約は、契約解除や引き渡しの可能性なしに条約国を拘束しました。それゆえ宗教法上の条約締結は、ローマの国法にしたがって面倒な準備が必要でした。

#### [和平条約]

戦争の完全な敗者でない者が疲弊しているとき、あるいは勝者が完全な敗者に、スキピオがザマの戦いの後で202年にカルタゴに対して示したような寛容を表明するときは、まず停戦成立のために仮の和平条約が結ばれることとなります。その締結に、軍司令官と、相手方では敵国の使者が権限をもっていました。仮の和平条約は、法的な前提条件として、ローマの人民がこれに同意しなければなりません。勝利を取った軍司令官が無権限条約あるいは宣誓により、あるいはその兵員の拘禁により、和平条約の成立に何らかの保証を担うことはあまり考えられません。敗戦国の軍司令官については321年のカウディネ条約の事例に言い伝えがあります (foedus uctum iri spopondit)。

予備交渉は軍司令官および敵国の使者たちにより、まずは元老院においてそれについて決議するために、ローマに伝達されます。元老院は敵国の使者のことに耳を傾け、講和条件を厳しくしたり、緩和したりすることができました。軍司令官は個人的にはなく、最大に見積もっても自分の副司令官をつうじて自国の外交団に働きかけました。元老院の審議は元老院決議をもって終わり、敵国の使者はこれに略式で同意しました。元老院と使者のあいだの無権限協定については話題になることはありません。

元老院により決議された書式において講和条件は (帝政期の初めまで) ローマ人民に届けられ、ローマ人民は人民集会において、つまり伝承によればコンキリア・プレビス [平民会] において、その条約について票決します。国法の一般規則にしたがい、人民は元老院の提案を単に承認するか、あるいは拒否するのみで、修正はできませんでした。拒否された場合に公衆の意見

をよりよく顧慮した別の提言を試みることは元老院のつとめでした。

例外は、元老院が締め出され、和平が護民官により、その前の元老院決議なしに人民のトリブス [ローマの住民の構成単位] に提出されることでした。

人民による承認により公法は成立します。この法により、上級行政官 (コンスル [執政官], ディクタートル [独裁官]) は、正確な字句内容において確認された条約を、フェティアレスをつうじてローマ人民の名前で宣誓形式にする権限をあたえられます。その条約にはもちろん、追加規定のために行間が空けられています。

フェティアレスの講和宣誓の儀式は、さしあたりフェティアレスの宣戦布告の場合と同じように進められました。草の束を委ねられた祭司が行政官の権限を獲得し、この聖別された宣誓祭司、すなわち祭司官団の長は、稲妻 (火打ち石) とカピトルの丘のユピテル・フェレトリウス (Jupiter feretrius) の笏を手にし、国家間条約の内容が記され、呪いの条項で終わる一定の式文を述べます。「ローマの人民がこの協定に対する信義を破れば、おまえは、わたしがこの豚を今ここで打つように、ユピテルがローマの人民を打つことは明白であろう」。このことばを述べた後、祭司は火打ち石で動物の頭を打ちます。並行して敵国の側からも宣誓がおこなわれます。この二重の宣誓において条約の締結がなされるのです。

#### [永続的条約]

永続的な条約は内容的に、重要な基本規定と付則において一致していません。——ここでは最新の再構成の試みにしがいます。

条約にその性格をあたえる基本規定は、単なる友好条約である場合と同盟条約の場合には、別ものになっています。アミキティア (amicitia) は相互に好意的な中立を定めており、フォエドゥス (foedus) はさらに一種の同盟になっています。

このアミキティア、すなわち中立条約に述べられているところでは、ローマと条約相手とのあいだの永続的な友好関係は、水路と陸路に関係するもので、戦争ではありません。両条約国には、双方の相手方の敵対者に通抜けの通路を認めたり、あるいは敵対者を武器や戦費や船舶によって援助したりすることは禁じられています。最初のマカベア家の会計簿に記載されている、161年のユダヤ人との契約の戦時禁制品目録には、

さらに穀物がつけ加えられています。

防衛同盟条約 (フォエドゥス・アエクウム [foedus aequum]) でも、ローマと条約相手のあいだの永続的な友好関係と同盟は水路と陸路に関係しており、戦争ではありません。中立規定は、単なる和平条約の場合と同じように述べられています。同盟規定では、一方の条約国に対する他方の侵略戦争のさいに (si quis prior bellum intulerit) 軍事的支援の要請をおこなうことが述べられています。

同じ同盟条約の一変種はフォエドゥス・イニクウム [foedus iniquum] であり、これは不平等な同盟条約です。王室条項 (maiestatem populi Romani comiter conservato) により、ローマとの条約相手にローマの宗主権の尊重を義務づけ、戦時国際法を取り上げ、一方的に諸義務を負わせています。具体的には、ローマ人民の侵攻的戦争においても中立および軍事的支援の義務を課しており、不平等な同盟に不承不承同意した国家は、主権国家の系列から抹消されます。フォエドゥス・イニクウムは、屈服した国家が固有の領土ではなく、ローマの土地で誓約しました。

#### [戦費補償]

(平等な) 同盟条約と同じく、講和条約には敗者の経済的負担にかんする付則がつけ加えられています。

敗者が戦費を (軍団の俸給の額で) 補償し、人質による支払いを確保すべしという付則は定期的に目にします。それは、その他の点では、単に停戦条件の繰返しを意味するだけなのですが。保障目的のための領土の占領は存在しません。カルタゴはその最初の和平 (前 241 年) [第一次ポエニ戦争は前 264 ~ 前 241 年] において 23 年間の戦争期間にもかかわらず、2200 タレント (1125 万マルク) で戦時賠償を免れました。第二の和平 [第二次ポエニ戦争は前 218 ~ 前 201 年] では、フォエドゥス・アエクウム [同盟条約] でしたが、1 万 タレント (5100 万マルク) を支払うことになりました。これは 18 年の戦争期間で算定され、5 軍団から 6 軍団の年俸以上ではありませんでした。第三の戦争 (前 146 年) [第三次ポエニ戦争は前 149 ~ 前 146] では、カルタゴはご存じのように国家としては滅亡しました。マケドニア王フィリッポス 5 世との和平 (前 197 年) では、敗戦国は 1 千タレント (550 万マルク) の賠償金を課せられました。これはおよそ 3 軍団の 3 年間の俸給に匹敵します。第三次マケドニア戦争は国家の滅亡に終わり (前 168 年)、ローマの国庫に、貪欲な国王の途

方もない財宝をもたらしました。決して高くはなかった純然たる戦時賠償金に、艦船やゾウのような軍備の明け渡しと領土の放棄がつけ加わりました。領土放棄がローマの利益にならず、[セレウコス朝]シリアの王安ティオコスとの和平(前188年)の場合のようにローマの同盟国の利益になったところでは、講和条約がローマの埋め合わせのために戦費補償額を釣り上げました。アンティオコスはたった2年の戦争期間にもかかわらず、1万2千タレント(6000万マルク)をローマに支払わねばならなかったのです。——補償額の支払いは、つねに同じ年率でおこなわれることになっていました。よく知られた和平条約では6, 8, 10, 12, 50の年率が決められていました。年率条項には二つの目的がありました。ひとつは、豊かな国家にも国家の借入れの未知性のさいに重くのしかかる負担を容易な方法で軽減することであり、それからつぎに、人質の立場と関連して、講和条約には従属意識が生きていて、報復戦争を困難にすることです。もし報復戦争が人質の生命を危険にさらせば、それは5, 20, 40, 150に決められ、ローマは敗戦国の政治的・軍事的エリートから選び出す権限をあたえられました。前187年にカルタゴ人が戦後14年たつて財政的にふたたび強くなり、人質を解放するためにも負債の残りをすべて支払うと申し出たとき、友好条約を正しく解釈して、ローマはそれを拒絶しました。つけ加えられた期間規定は、債務者と同じく債権者の利益にもなりました。人質交換は、王子たちを別として3年後が通常でした。これにより人質があまりにも簡単に、憤慨したローマの敵方になってしまうことが予防されました。

ポエナエ・ベリ(poenae belli)すなわち勝者に有利な一方的な権力拡大として、以下のことが決められました。それは講和条約と同盟条約のなか見出され、古代のもの見方にしたがえば、これらの条約の本質とおそらくうまく折り合っていました。領土喪失、自由な航行の喪失、高価な戦争物資の明け渡し、敗戦国による捕虜の一方的な明け渡し、軍事的・政治的行動範囲の制限がそれです。

敗戦国と条約を締結した国には領土の割譲ではなく、その支配と影響範囲を一定の境界まで後退させることが命じられました。勝者が明け渡された領土で何を始めようが敗者には関係がありません。たとえばローマは、カルタゴの最初の敗北(前241年)の後に明け渡されたシチリアの一部を属州として保有し、別の部分

は同盟していたシラクサの王に譲渡しました。前201年にはカルタゴに対する二度目の勝利の後にスペインを属州にし、[マサエシュリ王]シュファクスの王国はマシニッサ[前238～前148年。古代ヌミディア王国の創始者]にあたえられました。前197年には、第二次マケドニア戦争の後にフィリッポスの支配下にあったギリシアの諸都市は、フィリッポスがローマに「譲渡」したものでしたが、自由と認められました。

「公海(mare liberum)」の原則は、古代の国際法をも支配していましたが、条約による制約を受けていました。ローマは最初の戦争以前のカルタゴとの条約において、当面は戦争を回避しようと、船舶航行境界線を設定したようです。その後、ローマはその他の海軍国に対して海を封鎖しました。たとえば前188年にアンティオコスは、軍艦の航行制限にやむを得ず承服せねばなりませんでした。軍艦はかれ自身の国の沿岸領域すら十分な範囲で航行することを許されませんでした。これによりシリアは東地中海における制海権を破壊されたのです。

ローマがその英雄時代に戦った、三つのすべての大国は、一方的な軍縮を余儀なくされました。カルタゴとシリアはゾウを保有する権利をうしないました。三つのすべての国は急速に、相前後して一連の海軍国から排除されました。カルタゴはもはや10隻以上の軍艦を保有することすら許されず、マケドニアは5隻未満、シリアもまた、数は知られていない小規模な一艦隊を保有するだけになりました。

捕虜の解放については、負け知らずのローマの講和条約は、敗戦国は戦争捕虜を身代金なしに引き渡すこと、これに対して勝者は捕虜をとどめおくことを規定しています。これは敗戦国の強烈な財政的負担を意味します。そこで、敗戦国は捕虜からローマの不動産を買い取ろうとしました。捕虜以外に、敗戦国は一種の政治犯、すなわち投降者を引き渡さねばなりませんでした。また、何回かにわたって、愛国者を引き渡す義務を負ったようです。愛国者は戦勝国の目には犯罪者として映りました。たとえば「同盟破壊の罰として(in poenam foederis rupti)」, カルタゴは前201年に英雄ハンニバルをローマに引き渡すことになったのです。

被征服国の[不平等条約である]フォエドゥス・イニクウムにより、戦争および国際法による条約締結権を喪失する一方で、[防衛同盟条約]フォエドゥス・アエクウムは、これはもちろん敗戦国をその主権におい

て傷つけようとするものではありませんが、こうした権利そのものを保留したようです。しかし、敗戦国にローマの友好国や同盟国との戦争遂行が禁じられても、この同盟条約の本質とは矛盾しません。ある規定が、純然たる友好条約（マケドニアのフィリッポスおよびシリアのアンティオコスとの）においてローマとの友好に有利になるように見えないのは、ローマが自身との中立を義務づけられた国家と互いに戦争を遂行することに無関心であったからという理由なのです。

#### [私法・訴訟法の取り決め]

伝承されている同盟および友好条約には、国際的な私法や訴訟法の取り決めは含まれていません。私法としての万民法（*ius gentium*）に、ローマから法的に保護されたよそ者（*Peregrinen*）は関与していますが、それでもやはりこれは国際法上の条約でない、ローマ国内の規定であり、慣習の産物でした。はるか昔のイタリアの同盟国（*Foedera*）においてすら、コヌビウム（*conubium* [結婚生活]）とコメルキウム（[商業・裁判特権] *commercium*）にかんする規定と、国際的な回復者裁判（*Rekuperatorengerichte*）の規定、そしてそれらから適用された私法をもとめることができるようにおもわれます。イタリア以外の国々との同盟および友好条約では、それらが講和条約であるかぎり、私的な往来や、新たに、あるいは再度親交を結んだ国の構成員の法的保護を自由にすることはできませんでした。ローマは、ローマ人以外にもアクセスできるその私法・訴訟法の拡大と構成を指図するには強力すぎたのです。また、親交を結んでいる外国において取引をやめて訴訟をおこなうローマ人の背後には、ローマの外交と武力がありました。

帝政期には、フォエデラ [同盟条約] は共和政の国とは概してもはや締結されず、君主ともつばら例外的に新たに締結されました。君主のフォエデラ締結は、もちろん、よその国王の死によってふたたび失効するのですが、スエトニウス [の『ローマ皇帝伝』] では、皇帝クラウディウスにより、当てつけ気味に伝えられています。皇帝は懐古的趣味から、無名の小国王と、皇帝として軍司令官条約を取り結ぶかわりに、フェティアレスの決まり文句を暗唱して火打ち石でブタの頭を叩き、正式な同盟（*Foedus*）を締結しました。むろん、かれはこれで皇帝権力にかんする国制の規定（*Verfassungsgesetz*）がひたすら自分に明白に全権をあたえることを目的としていたのです。伝承されていませんが、クラウディ

ウスの帝国法（*lex de imperio Claudii*）においてさえ、後世と同じようにウェスパシアヌスに規定されていたようです。すなわち、「ティベリウス・カエサル・アウグストゥスによりそれらの者たちとの同盟が、神聖なるアウグストゥス、ティベリウス・ユリウス・カエサル・アウグストゥスにより許されたごとくに締結されることが望まれる（*Ti. Claudio Caesari Augusto foedus cum quibus volet facere liceat, ita uti licuit divo Augusto, Tiberio Julio Caesari Augusto*）」ということです。

ローマの国際法、とりわけ戦争および和平条約の法は、その神聖な性格を維持し続けます。世俗的な国際法を發展させたかもしれない、いわゆる文化国家の稠密な共同社会というものは存在しませんでした。すべてのゲンスの幅広い集団をこえて司るのは神々だけだったのです。フォエデラの誓約は、よその民の神々もまた公正な神々であるということが共通の信念であったときだけ意味がありました。誓約違反は処罰されました。なぜなら、その固有の信奉者の違反は、他の神々の集団の崇拜者の毀損につながるからです。

#### [国法と国際法]

いかにローマが戦争の利益を活用したか、また、その上昇発展期のそれぞれの画期に、冷静かつ慎重、精神的そしてしばしば控えめかつ寛大で、時には容赦なく干渉する政治が権力の増大をローマ帝国という芸術作品へといかに変化させたか、これを描き出すことはローマの歴史家の領域を侵害することになるでしょう。法学者に関係するのは支配の様態だけです。それらの一部は国法の形態で、一部は国際法の形態です。この二つの法圏は、すべての發展を通して互いに影響をあたえ合っていました。

すでに、ローマ帝国のイタリア半島部分は、カルタゴ戦争が始まる前に完成し、防衛準備が整っていたように、ずっと前に完全にラテン化されており、国家の組織と国際法上の依存関係がみごとに結合していました。太古の時代、ローマの領域がわずかな広がりしかなかったとき、ローマの都市共同体はローマの国家と重なっていました。周辺の共同体の無条件降伏、あるいは征服により、その多くをローマは滅亡させたのですが、この農民市民の都市は新たな耕作地だけでなく、被征服民に対して完全な市民権とローマへの移住を強制することで、新たな市民をも獲得しました。敗者の奴隷化も、ローマにおいて奴隷解放が法的に可能になっ

て以来、市民に新たな血を引き入れました。解放によって解放奴隷がただちにローマ市民権を獲得するという奇妙な命題の説明にもっとも適切な根拠は、国をできるかぎり市民、すなわち兵役能力のある者により満たそうという、古代ローマの住民政策の奮闘の結果です。どんな解放奴隷もローマ市民になるという命題は、奴隷がたいい民族の同胞 (Nationengenossen) であった時代には展開可能でした。都市ローマでは、すぐに大量の市民の居場所がなくなりました。その居場所を作り出したのが、よその国ぐにの無条件降伏と占取でした。さしあたり、ローマは居住地を分割しましたが、共同体は分割しませんでした。[イタリア中西部の港町] オスティアのように海賊を監視していたコロニアエ・キウィウム・マリティマエ (coloniae civium maritimae) は、特別共同体を形成することも、固有の市制もない、ローマ人住民の外部にある植民地でした。国家がムニキピウム (municipia civium Romanorum) [自治都市] の創設に着手したとき、かれらは初めて多数の共同体を獲得しました。[ローマ近郊にあった古代都市] トウスクルムは、征服されローマ市民権をあたえられたとき、ようやく前 373 年に、市民権と結びついた自治権を手に入れました。

とあるエトルスキ人の都市が無条件降伏により屈服したとき、ローマの経国策と国法学は新たな問題に直面しました。ことばも文化もことなるエトルスキ人にローマ市民の共同体法は付与されなかったのです。それで前 349 年に、[エトルリアの古代都市] カエレは、自治権の代わりに、ローマの半市民権の共同体法であるカエレの法 (Caeritenrecht) を押しつけられました。これにはローマの人民集会における投票権も、兵役のための権利もありませんでした。このカエレ人の不完全法 (Minderrecht) を、他の多数のラテン人でない部族の共同体も手に入れました。ローマはすでに早い時代から、ローマ化していない、外国語を話す人びとをローマの統治に関与させることを警戒していました。ローマのラントターク [議会] では、人民集会を今だけそう呼びますが、エトルスキ人とオスク人は、ラテン化して自治権を得た後で初めて投票権を獲得したのです。ローマは十分な市民が存在すると考えたとき、ふたたび市民をコロニア建設の道へと送り出しました。フォエドゥス・アエクウムあるいはイニクウムの形式で半征服されたイタリアの内陸部は、コロニエ・ラティナエ (coloniae Latinae)、すなわちローマの臣民国家とし

て著された、周辺に配置された一連の堅城 (Zwingburg) に覆われていました。そこにローマ市民権はなく、遠く離れたローマでの投票権もなく、ローマ市民軍における防衛権もありませんでしたが、ローマの建国規約をつうじて手に入れたきわめて自由な自治がありました。よく言われるように、それはローマとの同盟から得たものではありません。ただし、イタリア半島の同盟市 (Socii) は、同盟によりローマと結びついていました。

ローマの世界帝国は、共和政でも元首政でも、古代イタリアの王国の姿を拡大したものでした。それは、前 89 年のすべてのイタリキへのローマ市民権付与により、ひとつの統一国家へと融合しました。占取され無条件降伏した国ぐにの構成員は、臣民としてほとんど絶対的な総督の支配下にあり、決してすぐにローマ市民権を獲得することはありませんでした。西方ではラテン化、東方ではギリシア化の到来が、慎重に待ち通されました。[前 30 年の] アウグストゥスのエジプト征服から、一人のエジプト人が元老院にやって来るまで 200 年以上かかっています。世界帝国のローマ化は、属州へのローマ植民市の分散により促進されました。後に付与されるローマ市民権の前段階として、多数の属州都市がラテン人の権利 (Latinerrecht) を手に入れ、そのおかげで、都市住民の支配層 (行政官あるいはまた市参事会員) は、急速にローマ市民へと上昇しました。属州のラテン人都市の下にあったのが、属州都市でした。それらは同盟を結んだ自由都市として、半分保証された自治を享受しているか、あるいは単なる自由都市として、常時撤回可能な自治に甘んじなければなりません。属州の最下層は、デディティキイ (dediticii) [無条件降伏した都市] であり、自治を欠き、不名誉な人頭税を支払わねばなりません。たとえば、エジプト人がそうでした。[212 年に] カラカラ帝が世界帝国のすべての自由民にローマ市民権を付与したとき、新たに発見された、あるパピルス文書から判ったように、帝国市民権には近づけず、デディティキイの人びとはキーウェス・ヌリウス・ケルタエ・キウィターティス (cives nullius certae civitatis) [どの都市にも属さぬ市民] として、これまで通り排除されていました。ローマの世界帝国の国法上の構造はかつてのイタリアに似て、その境界に沿って、ローマともっぱら国際法上の条約によってのみ結びついた、帝国周辺部での警備をおこなう弱小君主のクリエンテラ国により両側面を守られていたのです。

### [軍隊]

ローマの権力要請のもとでの古代世界の征服は、その強力な武力の成果でした。ローマの軍備の法的側面はローマの軍隊組織です。[現代では] 軍隊組織は国家組織の一部であり、統一国家では軍隊組織は統一的なものです。ローマのイタリア時代と世界支配の時代のように複雑に構成された国家は、ひとつの上位国家と半独立の下位国家からなり、上位国家は市民および臣民から構成されているのですが、そこでは軍隊は統一的ではなく、あるいは同程度に統一的ではありません。共和国はローマ市民の軍隊と、イタリアおよび海外の同盟国の補助軍によって戦争を遂行します。属州には武器法 (Waffenrecht) がありませんでした。元首は属州も兵役に引き入れましたが、多くの市民と属州民は兵役を免がれていました。

### [レギオー]

市民軍はレギオー (Legion) からなっています<sup>7</sup>。レギオーとは4200人から6000人の歩兵隊です。より古い時代、また元首政期には、これに市民の騎兵小部隊 (300ないし120頭の馬)がつけ加わることになります。より古い時代の共和政では、レギオーは召集によって作られ、[共和政末期のローマの将軍] マリウスからは通常、徴募によって作られました。前2世紀における市民層の無産階級化が、その前提条件を作り出しました。共和政期全体と非キリスト教時代の帝政期をつうじて、自明の慣習法にもとづき、共通の兵役義務の原則が通用していました。しかしながら帝権の担い手は、共和政期の無制限の召集の権利を制限付きで行使することができました。コンスル [執政官] は、4レギオー以上を召集しようとするとき、元老院の権限授与を要しました。もう一つの制限は、国家は兵士に武器をあたえず、兵士がこれを自弁するという、マリウスまで固守された基本方針での召集法です。このローマの軍制の財力政治的な傾向により、貧者は兵役を事実上免れています。兵役義務は前312年までもっぱら定住者、すなわち農民だけであり、前312年からは給付能力のある非定住者、すなわち職人と商人も含まれました。共和政の黄金時代にはインテリ層も兵役を免れませんでした。前2世紀にもなお、財務官職を得ようとした

者は、たっぶり10年間を騎兵として勤め上げねばなりませんでした。しかし、すでにスラの時代 [前138～前78年] には、この条件は問題にされず、キケロは軍務で消耗することはありませんでした。かれは18歳で「新兵 (tiro)」として軍司令部にいて、その後は二度と兵役をはたさなかったからです。共和政 [末期] のアウクシリア (Auxilia) [補助軍] は、同盟を結んだ、あるいはそれが従属する国自体により召集され、武装させられ、司令官により率いられました。同盟条件があたえられるかどうか、フォエドゥスあるいは植民地規約にもとづいてどれだけの部隊が調達されるかは、ローマの元老院が決定しました。共和政の軍隊は常備軍ではありません。コンスルの平和維持軍の4レギオーは、夏の演習終了後に除隊になり、戦時軍は作戦行動終了後に除隊になります。したがって、軍隊は職業軍人の軍隊ではありませんでした。養成および戦闘への適応の度合いは戦争継続期間と戦闘の頻度に依存しています。全軍の最高司令官はコンスルか、または独裁官であり、スラによる副官職の設置からはプロコンスル [総督] がそうであり、三頭政治の時代には三人執政官が臨時の軍司令官になっています。共和政末期の組織には、同時期に命令を下した多数の最高司令官のいずれにも、軍事的君主 (Militärmonarch) が潜んでいます。軍事的君主を正当化するには、オクタウィアヌスがそれに成功したように、ただひたすらに競争手を亡き者にしなければなりませんでした。

### [皇帝と軍隊]

アウグストゥスは、堅牢化された世界帝国の防衛兵器として軍隊を再編しました。これに対峙する対等の相手はもはや存在しませんでした。共和政期に非局在的な野戦軍しか知られていなかったとき、アウグストゥスは、国境への部隊配備を導入します。また、(ゲルマニアおよびパルティア国境において) より大規模な防衛作戦行動を遂行する場合にも、国境撤退の危険を冒しつつも、できるだけ国境部隊をもって対処しています。平和が長く続けば続くほど、緊急時、たとえばマルクス・アウレリウス帝治世のマルコマンニ人に対して、野戦軍を手品のようにならぬままに即座に生み出すことはますますむずかしくなりました。それゆえ、皇帝アウグストゥ

7 古代ローマの軍隊については、ゴールズワージー (遠藤利国訳) 『図説 古代ローマの戦い』(東洋書林, 2003年)が簡にして要を得た記述で便利である。また、古代ローマの軍隊と国制については、小川知幸「古代ローマのふしぎ～パクス・ロマーナ～」として2014年12月19日に、せんだいメディアテークにて講演をおこなう機会があった。その抄録は『東北大学総合学術博物館ニュースレター Omnividens』No. 47, 2-4頁に掲載された。http://www.museum.tohoku.ac.jp/press\_info/news\_letter/pdf/omnividens\_no47.pdf

スとその国境駐屯軍体制は非難されましたが、野戦常備軍が国境駐屯軍とともに、ライン川、ドナウ川あるいはユーフラテス川沿いの、より大規模な作戦行動のリスクを減らすための高すぎる保険料であったのは当然の答えでした。——国境駐屯軍は、常設インペラトルとしての皇帝の最高司令官のもとで、職業軍人による常備軍を形成しました。服務期間は、レギオーの場合20年、アウクシリアの場合は25年におよびました。それなしに、兵士は長い勤務年限の終了後、除隊の確実な権利を得ることはありませんでした。常備軍は市民によるレギオーと非市民によるアウクシリアからなり、レギオーの年間補充兵 (Jahresersatz) はできるだけ自由意思の徴募により調達されました。募集業務の軽減は、背景としてその「愛への恐れ (timor dilectionis)」をとまう一般兵役義務があったことにありました。もっとも、多くの皇帝は、これをなし遂げることを、その知名度のために避けようとしています。[兵士の] 徴募と召集は、長きにわたり平和の続く、高度に文明化された帝国部分 (イタリア、ナルボネンシス、アカイア、アジア) から、半文明化された周辺部の属州へとますます引き戻されていきました。最初の3人の皇帝は、同時にイタリアの住民でもある市民だけにレギオーの兵役を認めました。フラウィウス朝皇帝 [69～96年] のもとでも、イタリアの住民はレギオーの兵士の主たる部分でした。トラヤヌス帝 [98～117年] より、イタリアの住民はレギオーから姿を消し、レギオーは属州出身のローマ市民から構成されました。2世紀半ば (ピウス) より、国境 [警備] のレギオーは現地召集の原則にしたがい、国境付近の属州の半文明的な住民から補充されました。このレギオーはたいていの場合、属州民から、せいぜいラテン人からなっていたので、レギオーはもっぱらローマ市民 (cives Romani) からなっているという擬制を維持するために、初年兵にはローマ市民権が付与されねばなりませんでした。

2世紀以来、帝国防衛の負担は属州軍 (provincialis militia) が担っていました。民族的な意味でのローマ人は武器を手放してしまいました。アウグストゥスの軍のアウクシリアは歩兵も騎兵も、最初から属州民から集められていました。アウクシリアの兵士には都市の出身を求められることすらありませんでした。したがって、アウクシリアの部隊は非文明的な性格を帯びていましたが、陣形、軍備、司令部はローマ的であり、精神と忠節もまたローマ的でした。そのためローマの全

軍は、構成上レギオーに取り囲まれた属州の補助軍を許容し利用することができたのです。アウクシリアの召集は属州ごとにきわめて不揃いでした。たとえば、ベルギカのバタヴィア人は大量に動員されていました。——軍人という職業は、軍人君主政においてもっとも重要な職業でした。それで、たとえば軍人の遺言のような私法の軍人特権、勲位や勲章の多さ、また軍務報奨金 (praemia militiae) も重要でした。そのなかでもっとも重要なのが、レギオーの退役軍人への土地の割り当てによる年金でした。他方、アウクシリアの退役軍人はローマ市民権の榮譽によって報いられ、物的には、かれらの強制貯蓄金からの年金受給が定められていました。レギオーの兵士は、後のキリストの兵士 (milites Christi) のごとく、服務のために独身制にしたがわされてきました。職業軍人の労働力は、その本職では完全に奪われていなかったため、アウグストゥスの命令により、国家的・軍事的・非軍事的文化事業 (街道、神殿、公共建築の建設) に振り向けられる国家公務員が副業でした。職業軍人は十分に食べていくことができました。レギオーの兵士の年俸は、元首政期には900セステルスという相当な額になり、もちろん、どの現金高からも糧食支給の賄いはすでに差し引かれていました。戦利品と祝勝金の見通しは、共和政末期の戦争に満ちた時代に志願兵を鷲の紋章へとおびき寄せたのですが、帝政期にはより大規模な戦争が少なかったことから、定期収入と退役軍人の年金の前に影を潜めていきました。

#### [司令官]

共和政期の軍制によれば、ローマの全軍もレギオーにも、一人の統一的な最高司令官はいませんでした。共和国には将軍がおらず、レギオーは6名の司令官 (Legiontribunen [レギオー司令官——tribunには護民官の意味がある]) によって指揮されていました。一部は行政官として平民会において選出され、一部は最高司令官によって任命されました。直接選挙は資格のない者を選ぶことが多かったため、危急の場合には時々、直接選挙は無視されねばなりませんでした。帝政期には、全軍は最初、一人の最高司令官、つまり皇帝にしたがいました。将校全員をこの君主が任命しました。軍の上層部は再編され、レギオーは小規模なまま、500名か1000名に限定されたアウクシリアの部隊を割り当てられ、その最高指令部には、この再編で一人の将軍、すなわち軍団長 (legatus legionis) が設置されました。

多数のレギオーからなる軍団の最高指令部には、皇帝の保有する属州の総督、すなわち皇帝属州総督長 (legatus Augusti pro praetore) が設置されました。これらの司令官は職業軍人ではありません。皇帝属州総督長の掌中にはなおも全インペリウム [命令権] が留め置かれ、これには軍指令権以外に司法権と民政も含まれていました。上層部を専門職にすることは、軍隊のなかにも反映されていた、社会の厳格な身分制的構成により妨げられました。百人隊長 (centurio) は、レギオーの60部門の一つを率いて、下士官すなわち副官と中隊長の機能を引き受けていましたが、身分は平民でした。部隊長 (tribun) は騎士身分で、副司令官 (Legat) は元老院議員の身分でした。市民の中隊長は連隊長 (Oberst) に昇進することはできず、下級の騎士貴族に属する連隊長は最高司令官に昇進することはできませんでした。最高司令官の地位は上級の元老院貴族に留保されており、3世紀の危機までに、主要なレギオー司令官 (ガリエヌス帝治下では260名から268名) は消滅し、貴族でないレギオーの総督 (Legionspräefekten) に地位を譲ったのです。レギオーおよび軍司令官は、25歳で始める元老院キャリアのための前提条件を満たすために1~2年のレギオー司令官としての務めを終えると、ある程度の軍事的基礎知識を身につけていました。しかし2世紀以降はもはや、この短期間の司令官勤務は元老院キャリアの必須の前提条件ではなくなりました。たとえば、偉大な法学者サルウィウス・ユリアヌスは、レギオー司令官職に就いてはいませんでした。それにもかかわらず、ゲルマニア南部ではピウス帝のもとで、また、スペイン東部ではマルクス・アウレリウス帝のもとで皇帝の総督になっていました。

#### [レギオーの規模]

軍隊の強さはもちろんそのときどきの政治的・軍事的な全体状況に依存していました。共和国の非常備軍は、

具体的なケースにおいて、必要におうじて構成されず。ローマ・カルタゴ間の激しい戦いでは、市民のレギオーの割合が全市民のおよそ9パーセントまで上昇しました。また、帝国の常備のレギオーも、国民の防衛力の大きな緊張を意味しました。アウグストゥスの治世には、「ローマ市民 (cives Romani)」の数は、男女、成人と子ども、自由人・解放奴隷を含めて、全部で500万人に達しました。自由人の男性については、20年の独身での兵役に25のレギオー、したがって12万5000人から15万人の適齢の男性が服していました。全市民のほぼ3パーセントがつねに従軍していたのです。ドイツ帝国のおよそ7000万の住民に、同程度に軍事的負担をかけたとすれば、200万人の常備軍を保有することになります。一方で、ドイツの平和維持軍の存在力は、近年の補強等によって、この数字の3分の1ほどに達しています。——アウグストゥス体制における全軍は約25万人を数えました。ピウス帝にいたるまでの「ローマ市民」の支配層はきわめて重装備で、その世界統治は重い血税を支払わせていましたが、税金の重点であった属州は、皇帝支配の最初の200年間には幸いにも比較的小さな軍事的負担だけで、それを免れていました。アウグストゥスの全軍の兵士は、6000万の帝国の全住民の0.5パーセントよりも少ない数でした。——戦争遂行能力は平和維持軍の存在力によってつねに保障されていたのです。ローマの世界帝国の並外れて有利な対外関係のおかげで、わずか25万人から30万人の軍隊により、帝権が3世紀のあいだずっと軍事的に維持され、国境守備を保障し、小さな戦闘はあったものの概ね平和を維持することができました。[他方で] ディオクレティアヌス帝とコンスタンティヌス帝は、まったくことなる数の軍隊により、押し寄せる蛮族に対して帝国防衛を組織しなければなりませんでした。

#### [結語]

古代ローマの国家は、アウグストゥスの統治からその発展の最後に200年以上の平和を享受しました。しかしその平和は帝国にとって祝福であっただけでなく、災いでもあったのです。高い教育を受けた多くの帝国住民が戦争と武器から離脱したことは、老齢による無気力、国家感情の衰退を早めることになりました。福

音書ではすでに、国家はただ債権者として利子の小銭を要求するために、その手を突っ込んでいたのです。3世紀以降、爛熟した個人文化は国家絶対主義により、そしてまた人民を強制的に軍隊へと組織することができなくなり世襲の職業団体へと軍隊が自由化されたことで報復を受けていました。

われわれドイツ人は200年間の平和と武器からの離脱を恐れることはありません。あらゆる予見により、戦後は世界国家が重武装して対立するでしょう。われわれは——持続的に支払われる租税金利国家であった属州に帝国防衛の費用を支払わせたローマ人のように——軍備のコストを、われわれのためにともに担う、負担の担い手を見つけられるかどうかはわかりません。したがってわれわれは、敵対国の集団と均衡を保つため、もっぱら経済的にだけでも十分に強力であり続けなければなりません。

この戦争で国家は窮乏し、それとともに平和安寧もきわめて危険な状態にさらされています。大いなる運命は、統一された清らかなる支配力により、国民の力の充実をみごとにまで見せています。一人の人物が全国民と結束しているように、一つの国民というものは、同胞、昔ながらのプロイセン軍人貴族、ワールシュタットにおける何百人もの息子たち、われらの諸身分のもっとも若い者や、祖国を愛する何百万人もの労働者からなっています。かれらはよくわかっているのです。攻撃を受けているドイツ帝国と脅かされる輸出産業の政治的・経済的な締めつけは、自分たちを絶望の淵へと追いこむことを。自分たち自身や、毎年およそ10万人ずつ増えている故郷の子孫にとって職場がなくなり、たとえ移住を望んでも所与の世界にはもはやどこにも居場所が見出せなくなることを。学友諸君のうちでも、多くの者は軍旗のもとへと急いでいます。われわれの講堂のファウスタ・インフレクエンティア (fausta infrequentia[幸運な、少ない出席者])が証明するように、また、われわれが、多くの名前の誇り高さ悲しみによ

り思い巡らせていたように。その名前は、この大理石の銘板を先へと続けていくでしょう。

しかし、われわれの先頭には、帝国の首長として、独立と文化、祖国の力と偉大さをかけた勇猛果敢な戦いにのぞむ陸海軍の大元帥として、平服を着ていたとしても祖国に義務として熱狂的に自己を犠牲に捧げる国民のリーダー (Führer) として、皇帝陛下が立っておられます。そのたゆまぬ配慮と先見の明のおかげで、われわれは、優位にある強大な敵にわれらの何百万もの軍隊を対抗させられるのです。ドイツの世界政策という課題を見据えた陛下の展望は、陸軍の他に、みずからの主導で、力強い人格をかけて、われらの海軍を創りました。それは強大な世界の海軍国に対し、われらの海岸を警備するでしょう。統治者の義務に無私に没頭して、皇帝陛下は今日の誕生日に、帝国を守るため、戸外で灰緑色のなかに灰緑色で立っておられます [灰緑は旧ドイツ軍の軍服の色]。陛下そしてドイツ国民に、この困難な戦いの終わりが勝利に満ち、外交と内務が新しい幸福な道を授かることを。親愛なるドイツ国民のリーダーに、われらの軍勢の最高司令官に、われわれは今、以前にもまして心から揺るぎない信頼と壊れることのない忠誠を誓います。神のご加護のあらんことを。神よ、皇帝陛下を守りたまえ！陛下とわれらに勝利を！ 皇帝陛下ヴィルヘルム二世万歳！

(完)

(おがわ ともゆき、学術資源研究公開センター助教、  
附属図書館協力研究員)